

## オンライン資格確認システム開始のお知らせ

2023年3月10日

2023年度より保健医療機関・薬局においてオンライン資格確認システム導入が義務付けられました。これに伴い、当院においてもマイナンバーカード等を利用した「オンライン顔認証システム」を2023年3月24日より試験運用を行い、2023年3月31日より通常運用を開始します。

### 【オンライン資格確認システムとは】

健康保険証と紐づいたマイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で健康保険証をご提示いただかなくても窓口設置の専用の読み取り機を利用することで保険の資格確認が行えるようになります。

外来受付窓口には設置しております。詳しくは、受付窓口でお尋ねください。  
なお、これまで通り、健康保険証のご提示での受付も可能です。

### 【公費負担医療制度をご利用の方】

公費負担医療制度(福祉医療、難病医療等)をご利用中の方については、各種証書のご提示は引き続き必要となります。  
従来通り、各種証書を窓口にご提示をお願いします。

### 【オンライン資格確認でできること】

- 1、マイナンバーカードが健康保険証として利用可能となります。  
→あらかじめマイナポータルで保険証利用の申込みをすることが必要です。
- 2、限度額認定証の申し込みと提示が不要となります。
- 3、薬剤情報、特定健診情報等の閲覧可能  
→ご本人の同意があれば、薬剤情報や特定健診等情報が閲覧できることで、かかりつけ以外の医療機関でも患者の最新情報が確認でき、質の高い医療の提供が可能となります。災害時、おくすり手帳が手元にない場合等にとても有用です。
- 4、医療保険資格確認が正確になります。  
→オンラインで医療保険の資格ができることで保険情報の確認が正確にできるため、受付対応がスムーズになります。

医療保険の加入状況が確認できない場合は、お声をかけさせていただきます。ご協力お願い致します。

[詳しくは厚生省ホームページをご覧ください。](#)

## 施設基準のお知らせ

オンライン資格確認システムを導入することで、当院は「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を取得しました。

そのため、診察料に下記の点数が加算された請求金額となります。

### 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

(令和5年4月から12月まで)

			現行の加算	特例措置 (令和5年4月～12月)
初診	マイナンバーカードを利用しない	医療情報・システム基盤整備加算1	4点	<b>6点</b>
	〃 利用する	医療情報・システム基盤整備加算2	2点	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	医療情報・システム基盤整備加算3	—	<b>2点</b> (月1回)
	〃 利用する	—	—	—

当院はオンライン請求を行っています。

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。